

## フローチャートの判定結果



**A**

申告は不要

町内の親族が申告や年末調整であなたを被扶養者としている場合には、原則申告は不要です。ただし、扶養している方が城里町以外に住民登録をしている場合で、あなたが㊸に該当する場合には、申告が必要です。

**B**

申告が必要

町民税・県民税が非課税となる方でも、次のいずれかに該当する場合には、申告が必要です。

- ①国民健康保険税・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険・児童扶養手当・公営住宅・マル福制度等で所得が決定される必要がある方
- ②所得の記載がある証明書が必要な方

**C**

申告は不要

次の①～③のいずれかに該当する方は、原則申告は不要です。

ただし、扶養控除や保険料控除等の控除の内容を変更する場合には、申告が必要となります。また、㊸に該当する場合にも申告が必要です。

- ①給与収入のみで、勤務先から給与支払報告書が城里町に提出されている方  
(勤務先が複数ある場合には、そのすべてから提出されている必要があります)
- ②公的年金等の収入のみの方
- ③課税される所得がなく、㊸に該当しない方

※申告を行わなくても、城里町に給与や年金の支払報告書が届いていれば、その金額をもとに町民税・県民税の税額が決定されます。

**D**

申告が必要

次のア～オのいずれかに該当する方は申告が必要です。

- ア. 給与や公的年金等以外の所得がある方(営業、農業、不動産等)で、各種の所得金額(収入－必要経費)の合計額が20万円を超える方
- イ. 給与所得がある方で、次のいずれかに該当する方
  - ①年間の給与収入が2,000万円を超える方
  - ②給与収入のほかに年金収入がある方で、年間の年金の合計収入金額が80万円(65歳以上の方は130万円)を超える方
  - ③2か所以上から給与の支払いを受けていて、年末調整されている給与以外の所得が20万円を超える方
- ウ. 公的年金等に係る雑所得がある方で、それ以外の所得の合計が20万円を超える方  
(例)公的年金＋パート給与(給与収入80万円＝所得25万円)⇒申告が必要
- エ. 勤務先から城里町に給与支払報告書が提出されていない方
- オ. 令和6年分 源泉徴収票に記載のない控除を追加する方

### その他

- ・所得税の還付を受ける方は、確定申告が必要です。
- ・このフローチャートは一般的な例です。ご不明な点は、税務課 住民税グループまたは水戸税務署までお問い合わせください。
- ・令和7年1月1日現在、城里町内に住所がなかった方はお住まいだった市区町村までお問い合わせください。

### 問合せ

町民税・県民税の申告に関すること：税務課 住民税グループ ☎029-288-3111(内線 122、124)  
確定申告に関すること：水戸税務署 ☎029-231-4211